

天理参考館で開催中の標記企画展について引き続き紹介します。本展の見所の1つは、天理市内の町が大切に保管されてきた貴重な資料を間近に観賞できることです。今回は、三島町、杣之内町、小島町の文書と絵図を展示しています。

“大和豊年米食わず”という言葉をご存知でしょうか。これは、「大和が豊作の年は、他の地域では不作で米が収穫できない」という意味を示すものです。つまり、雨の少ない大和で稲がよく実る年は、他の地域は雨続きで不作となるため米が食べられず、逆に他が豊作の年は大和は干魃で米が収穫できないという意味を含んでいるのです。また、“大和の皿池”という揶揄するような言い回しもあります。雨が少ない大和では、少しでも雨水を溜める方策として人工的に池をつくっても、天然の池に比べて浅いためすぐに干上がってしまうことを暗示しています。このように大和では、また大和に限らず灌漑が十分に整備されていない時代にはどこでも人々は「水との戦い」に苦闘していました。大和では、今に伝わる文書のほとんどが水の争論に関するものです。これは、子孫に大切な水に関する決まりごとを伝え残すという使命感の表れと言えます。この地域の主要な河川は布留川しかなく、村々は「村同士の戦い」にも奔走しなければならなかったのです。

図1は「三島川裁許絵図」です。現在の天理本通り商店街の下を流れている三島川の水利を巡って、田井庄村と三島村、川原城村が争った際に提出された絵図の写しです。布留川が豊井の一ノ井で分流して南に流れる南川は、田村や勾田村が優先的な水利権を持つために「田村川」、北側に流れる北川は三島村や庄屋敷村が権限を有するために「三島川」と称したのです。その三島川、絵図をよく見ると各所に付箋のようなものが貼られています。これは水車が設置されていた場所を明示するものと思われる。江戸時代に綿の栽培が盛んだった地域では、川沿いに水車が設置され、精米や精麦とともに、綿実を加工する綿実油の生産が行われていました。教祖が嫁いだ庄屋敷村の中山家の屋号は「綿屋」であり、この付箋は一部で広く綿作が行われていたことを示す印とも言えます。この絵図を借用するとき、三島の区長さんから「貼ってるとこが重要ですからなあ、取れんようによろしゅう頼みます」と冗談めかして、しかしながらしっかりと言い渡されました。これを代々地域で伝えてきた重みのある言葉です。延宝8年(1680年!)から伝えられてきた貴重な絵図です。延宝は江戸時代の年号です。元禄や享保のようにあまりなじみがないかもしれませんが、この年に徳川幕府4代將軍家綱と、後水尾院がともに逝去しています。5代將軍綱吉の治政が始まろうとする直前の時代です。そのころ、3村はこの水争いの裁定を城和奉行玉置甚三郎に書き付けてもらっています。3村を支配していたのは藤堂藩(津藩)で、大和や山城は藤堂藩の飛び地であるため、奉行

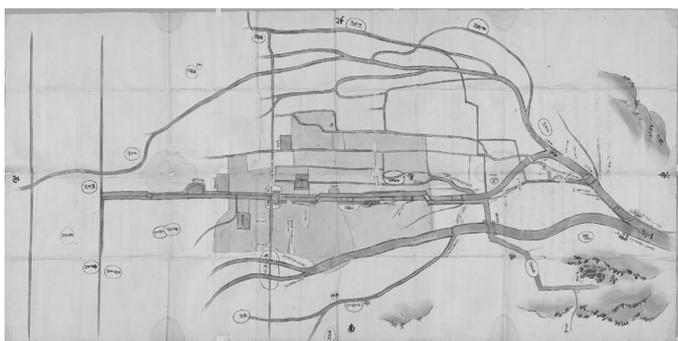


図1 三島川裁許絵図 奈良 延宝8年(天理市三島町蔵)

が統治を担当していました。「城和奉行」とは山城と大和の藤堂藩領を管轄する奉行という意味で、藤堂藩のなかでも重要な役職でした。大和は入り組んだ支配形態で、藤堂藩、織田藩、片桐藩、柳沢藩、天領などの領地が錯綜していました。例えば、三味田村の東は織田藩領で、西は藤堂藩領という、同じ村でも年貢の納め先が異なるといったこともあったのです。玉置はこの絵図裏に経緯を書き付け、花押を据えています。今でも“裏をとる”という言い方がありますが、確かな証拠、上位の権威の証明を得ることで確かな“裏付け”としたのです。表からもうっすらと裏の書き込みが確認できますので、ぜひご覧ください。

図2は540点に及ぶ「天理市杣之内町山口水文書」の1つで、「水論論所絵図」です。山口水文書は、最も古いもので天正年間から、最新は平成の周辺道路整備工事の図面に至るまで膨大な史料から構成されています。天理大学が目録を作成しました。そのなかで、これは天保期に作成された

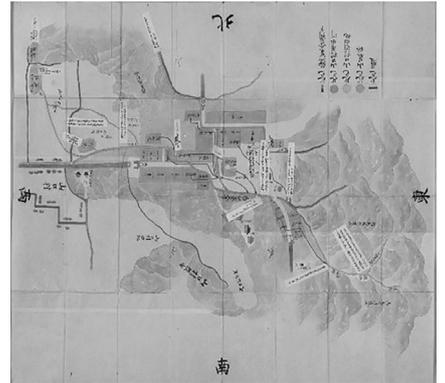


図2 水論論所絵図 奈良 江戸末(天理市杣之内町山口蔵)

永久寺との水争いを示す絵図です。永久寺は明治の廃仏毀釈で消滅し、今は本堂池にその面影をわずかに残すばかりですが、江戸時代には大和で5番目、法隆寺と肩を並べる寺領(薬師寺や唐招提寺より多い)を有する荘厳な大伽藍を誇った名刹です。あるとき永久寺の僧たちが境内を通る川に樋を設けて池をつくり、金魚を飼って楽しむようになります。その影響で下流の山口には水が流れなくなり、抗議しますが埒が明かません。業を煮やした山口の村人が樋を叩き壊す強硬手段に出たため、今度は永久寺が激昂して「狼藉」と奈良奉行所に訴えます。裁定の結果、4月から8月は山口に優先的に水を流すがそれ以外は永久寺が差配する、川のメンテナンスは永久寺が受け持つなど細かい取り決めをして一応落ち着きました。これは山口村が作成した絵図で、池に引き込まれた樋の場所を付箋で詳細に示しています。

図3は同じ山口水文書で、「幾坂池用水についての約状」です。なら歴史芸術文化村に隣接する幾坂池の水を三味田村も使用しており、池のある山口村と水の利用の取り決めを交わし合った文書で



図3 幾坂池用水に付き約状 奈良 安政4年(天理市杣之内町山口蔵)

山口村の役人に宛て、三味田村の庄屋たちが提出した幾坂池利用の誓約書で、代表者の1人として教祖の兄である前川杏助が署名捺印しています。先程記したように三味田村は東西で支配が異なるために、わざわざ「東組」「西組」と書き分けていることがわかります。また前川杏助は無足人で苗字を許されていたために苗字を記しています。

今回で「天理参考館から」の連載を終わります。長きにわたりご愛読いただき誠にありがとうございました。